大和市告示第１４４号

指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等（令和８年大和市告示第２６号）を、次のとおり変更する。

令和８年８月２８日

大和市長　古谷田　　力

１　指定納付受託者の名称及び納付させる歳入等

（下線部分は、変更部分）

名称	納付させる歳入等	
	変更前	変更後
株式会社ＮＴＴデータ	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書、住宅用家屋証明書、土地家屋名寄帳、土地登録証明、家屋登録証明、納税証明書、改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本、除籍全部事項証明書、除籍個人事項証明書、住民票記載事項証明書、身分証明書、公課証明書及び評価証明書の発行に係る手数料及び郵送料	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書、住宅用家屋証明書、土地家屋名寄帳、土地登録証明、家屋登録証明、納税証明書、改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本、除籍全部事項証明書、除籍個人事項証明書、住民票記載事項証明書、身分証明書、公課証明書及び評価証明書の発行に係る手数料及び郵送料　<u>粗大ごみ処理手数料</u>

２　変更する日

令和８年９月１日